L-2022-003「[1008]帳票年月日の定義、運用の詳細での例示の改訂」について

以下のとおり、各項目の運用の詳細に対して、取り扱い（運用）の変更に繋がるような説明を新たに追加して記載する必要はないと考えている。

(1).項目の定義は全メッセージ共通になっており、[1008]帳票年月日に対する「帳票に記載する年月日」の定義は変えない方がよい。定義内で、関係のないメッセージの例示が不要であれば、その部分は削除する。

①　請求書の[1008]帳票年月日　→　受注者が当該メッセージ（請求書）を発行した年月日を記載

(2).「適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度への対応」に対して、今回、新たに章を設けてその対応について記載しており、取引年月日に関する説明を補強するなら、この章の説明で補強すべきである。

ただし、各社の業務運用に関わる内容に対して、踏み込んだ記述を行うことは難しく、今回、実装規約では、適格請求書に必要な記載事項に対して、請求メッセージにおける対応する項目を提示する程度に止めている。

1. 必要な記載事項②取引年月日　→　②[1008]帳票年月日（明細に取引年月日の記載が必要な場合は[1251]明細別備考欄等の項目を利用する。）
2. 括弧書きにもあるように、取引年月日の記載項目に対して[1008]帳票年月日に限定しているわけではない。
3. 契約業務を受けた請求業務だけでなく、出来高要請を受けた請求業務など、業務によって、[1008]帳票年月日の位置付けは異なる。（単なる請求書の発行日や取引年月日など）

(3).請求書に対して、取引年月日の記載は従前（区分記載請求書等保存方式およびそれ以前）から求められており、適格請求書等保存方式への移行に伴って、その取り扱いが変更されたといった話はない。

また、現行の消費税法の中で、現在の規約、および、その運用で、規約改定が求められるような問題が発生したことはないと認識している。

1. 現行ルールの中で、税制改正（税率アップ）等の税務対応を実施している。
2. 適格請求書等保存方式への移行時も、これまでの税率改正時と同様に運用でカバーできるものと想定している。

以上